

広報 はむら

2月15日号
令和6(2024)年

広報 はむら 令和6年2月15日号

令和6(2024)年2月15日発行 第1111号
【発行】羽村市 【編集】羽村市秘書広報課

URL = <https://www.city.hamura.tokyo.jp/> cs102000@city.hamura.tokyo.jp
〒205-8601 東京都羽村市緑ヶ丘5-2-1 ☎042-555-1111 ⑨336 FAX 042-554-2921



市内保育園での豆まきの様子。
勇気を出してみんなで
鬼を追い払ったりん♪
(2月2日撮影)



引っ越しの際は、住所異動の届け出を忘れずに

問合せ 市民課受付係 ⑨121

▶ほかの市町村などに引っ越すとき

あらかじめ転出の届け出をしてください
(事前に届け出ができない場合は、転出後14日以内)。

▶羽村市に引っ越してきたとき(新住所地での届け出)

住み始めてから14日以内に転入の届け出をしてください。

▶市内で転居したとき

新しい住所に住み始めてから14日以内に転居の届け出をしてください。

▶届け出に必要なもの

- マイナンバーカードや運転免許証などの本人確認書類
- 本人以外が届け出する場合は委任状

◎転出届はマイナポータルから

マイナンバーカードのある方は、マイナポータルからも転出の届け出が可能です。また、スマートフォン用電子証明書搭載サービス対応端末を持っている方は、スマートフォンのみで手続きできます。詳しくはデジタル庁ウェブサイトを確認してください。



▲引っ越し手続きについて



▲デジタル庁ウェブサイト

※マイナポータルを通じて転出届を提出した後は、別途、転入先市区町村の窓口で転入などの手続きが必要です。

マイナンバーカード・住民基本台帳カード・在留カード・特別永住者証明書のある方は、住所変更を行いますのでお持ちください。

はい!

「はむら」消費生活センター

「偽サイト」詐欺的な通販サイトに注意!

問合せ 消費生活センター ⑨641



インターネット通販で「注文した商品が届かない」「商品が粗悪品だった」など、老舗百貨店や大手通販サイトなどの偽サイトに関する相談が寄せられています。

【事例】

SNSの広告で、ブランドの財布が格安で販売されていて、老舗百貨店のサイトだと思い注文した。支払いは代金引換サービスのみで、家族から偽サイトではないかと言われ調べたところ、偽サイトだということ書き込みを多数見つけた。URLは百貨店とは異なり、所在地などの記載がなかった。キャンセルしたい旨のメールを送ったが返信はない。商品が届いた場合はどうしたらいいか。

【回答】

キャンセルのメールを送っているため、商品が届いた場合は受取りを拒否し、伝票に送り主についての記載があれば、写真などで記録してください。
【トラブル防止のためのアドバイス】
偽サイトは被害に遭うと事業者と連

- 絡が取れず、被害回復が困難なことも多いため、怪しいと感じたら取引きないようにしましょう。
- 「偽サイト」のチェックポイント
- ・サイトのURL表記がおかしい
- ・日本語の字体、文章表現がおかしい
- ・販売価格が大幅に引き下げられている
- ・事業者の住所や電話番号の記載がない、住所が虚偽
- ・事業者への連絡方法が、問合せフォームやフリーメールのみ
- ・支払方法が限定されている(クレジットカード決済のみ、銀行口座への前払いのみ、代金引換サービスのみなど)
- ・サイト内のリンクが適切に機能しない

偽サイトに注文したことに気が付いた場合は、素早く対処しましょう。対処は支払方法によって異なります。早く対処した方が、返金される可能性や被害の拡大防止の可能性が高まります。
※不安に思った時、トラブルがあった時は、早めに消費生活センターへ



広報はむらは再生紙を使用しています

市公式サイト



羽やすめ



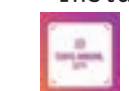
X (旧 Twitter)



Facebook



Instagram



YouTube

